



2026 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 チャットプラス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 大 江 繭 子
(コード番号：598A 東証グロース市場)
問合せ先 取 締 役 C F O 兼 管 理 部 長 森 下 俊 光
(TEL. 050-8882-5558)

資本金の減少（減資）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年 9 月 29 日に開催予定の定時株主総会に、資本金の額の減少に関する議案を付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 資本金の減少の目的

当社の現在の事業規模を踏まえ、今後の成長投資を含む資本政策の柔軟性及び機動性の確保並びに税制上の適切な対応を図ることを目的として、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替であり、当社の発行済株式総数及び純資産額に変動はなく、株主の皆様のご所有株式数及び 1 株当たり純資産額に影響はありません。

2. 資本金の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額 418,618,000 円のうち 408,618,000 円を減少して 10,000,000 円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金の減少の日程

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 取締役会決議 | 2026 年 8 月 13 日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 2026 年 8 月 17 日(予定) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2026 年 9 月 18 日(予定) |
| (4) 株主総会決議 | 2026 年 9 月 29 日(予定) |
| (5) 減資の効力発生日 | 2026 年 9 月 30 日(予定) |

4. 今後の見通し

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり、当社業績に与える影響はありません。なお、上記内容については、2026年9月29日開催予定の定時株主総会において、資本金の額の減少に関する議案が承認可決されることを条件としております。

以 上